

大津市議会 生活産業常任委員会 行政視察

平成 30 年 10 月 31 日

【住民自治協議会について】

調査事項

1 住民自治協議会設立までの経緯について

答 平成 15 年 1 月に庁内組織として「長野市都市内分権調査・研究プロジェクトチーム」を設置し、平成 16 年 12 月に調査・研究報告書を公表した。

平成 17 年 5 月に、市議会議員、学識経験者など 27 名で構成する長野市都市内分権審議会を設置し、市民と行政との協働関係を築き、お互いの適切な役割分担の下、地域の課題を地域で解決できる仕組みについて必要な事項を調査及び審議いただき、平成 18 年 1 月に答申を受けた。

その後、順次住民自治協議会が設立された。H18 年度：4 地区、H19 年度：14 地区、H20 年度：12 地区、H21 年度：2 地区、計 32 地区

2 設立時における困難であった点及び留意した点について

答 住民自治協議会は、行政が主導してきた従来の手法を大きく変えるものであることから、住民理解を得ることが重要となりますが、なかなか困難であったようです。地域へ出向いての説明会も行われましたが、広く理解を得ることは難しく、H24 年（全地区設立 3 年目）に実施した市民アンケートにおいて、「住民自治協議会の活動に参加したことはありますか」との問いに対し、40.1%が「よく分からない」と回答している状況です。

住民自治協議会が、地域を代表する組織としての機能を発現することに伴い、住民と市の橋渡し役を担ってきた市区長会を廃止し、区長委嘱制度も廃止となることに対しては、多くの不安の声が上がったようです。

委嘱制度は廃止になったものの、区長が持つ本来の役割については何ら変わらないものであり、このことから、住民自治協議会との関係性がはっきりしないとの声は今も聞こえてきています。

3 住民自治協議会設立後の主な取り組みについて

答 ● 地区活動支援担当（支所長等）の支援のほか、専門分野の立場から事業担当課の支援を行っている。

● 市が主導して設置した団体の連合組織を廃止し、従来は個別であった交付金・補助金をひとまとめにし、住民自治協議会の運営や活動など、できるだけ用途を限定しない一括交付金とする「地域いきいき運営交付金」による財政支援を行っている。

当該交付金については、住民自治協議会の活動が充実していく中、以下について見直しを実施した。

- 活動費の不足を補うための増額
- 住民自治協議会自立支援（事務局長雇用経費）補助金
- 地区住民自治活動保険料助成制度

4 行政と住民自治協議会の連携について

答 長野市が考える「都市内分権」とは、地区の実情にあったまちづくりを、市民の皆さんと協働で進める仕組みとなります。地区においては、自分たちの地区は自分たちで作り、市役所はその住民自治を支援する。こういった地区と市役所が協働することにより、地域住民が望むサービスが提供できると考えるものです。

「協働」については、「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」において位置付けています。

地区に依頼していた事務について全面的に見直しを行い、全地区で一律に実施していただく事務を「必須事務」、地区の実情に応じて実施いただく事務を「選択事務」としました。

必須事務については、条例に基づき、住民自治協議会と市との間に協定を結んで実施していただいています。

住民自治協議会：全 32

自治会組織（長野市では行政連絡区と称し、区長を代表とする自治組織）：全 477
行政連絡区を、明治以降の合併時の市町村単位（地区）の枠組みでまとめたものが、住民自治協議会となっています。

地区に依頼する事務（必須事務・選択事務）の内、広報誌や健康カレンダーなど、市民生活に直接関係する事務の多くは、行政連絡区単位で担っていただいております。これによらない事務については、住民自治協議会で担っていただいています。

5 住民自治協議会への運営支援策について

答 住民自治協議会への財政支援は以下のとおりです。

- 地域いきいき運営交付金

地区が用途を決定することにより、住民自治協議会が行う事務及び住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を支援することを目的に交付

なお、平成 27 年度交付金から、財政支援全体について再検討し、活動費不足分を活動費補正額として増額した。更に、財政運営の自由度を高めるため、次の補助金を「地域いきいき運営交付金」の中に含めた。（※一括化した補助金：「住民自治協議会自立支援（事務局長雇用経費）補助金」、「地区住民自治活動保険料助成金」）

…平成 30 年度当初予算 371,729 千円

(32 地区中、最大：27,203 千円、最少：5,295 千円)

- ながのまちづくり活動支援事業

市と市民との協働のまちづくりを推進するため、市民公益活動団体（住民自治協議会を含む）が地区又は地域の課題解決に向けて創意工夫し、実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付

…平成 30 年度当初予算 10,000 千円

(1 回目：7/10・70 万円以内、2 回目：6/10・60 万円以内、3 回目：5/10・50 万円以内)

● やまぎと支援交付金

過疎・高齢化が著しく、生活面や産業面の条件が厳しい中山間地域における共助機能の維持・拡大を図ることにより、地域特有の課題を解決するため、中山間地域 13 地区の住民自治協議会に対し交付

…平成 30 年度当初予算 23,400 千円（1 地区 180 万円上限）

6 今後の課題について

答 地区住民の負担の軽減をひとつの目標としていた都市内分権ですが、負担が増したというご意見も聞かれます。今までやってきたことをそのままやり続けるのであれば負担が少なくなりませんが、地区にとって必要な活動は何なのかを考え、事業の取捨選択を行い、これに伴う組織の見直しを実施していかなければならないと考えています。

市が主導して設置した団体の連合組織は廃止しましたが、それらの下部組織である地区の団体は残っているケースがあります。それらが住民自治協議会とバラバラに活動していると、地区の負担も増えることとなりますので、組織と事業に関する検討が必要となっています。

住民自治協議会の事務局は、住民自治協議会の継続的な活動に欠かせない重要なものであると考えております。事務局職員人件費の増額は、職員がフルタイムで従事し、本来住民自治協議会が行わなければならない事務について、市から事務移行していくことを前提としたものです。

しかし、市職員が行っていた事務を住民自治協議会職員が同様に行うことは難しく、現在の状態（人件費）で行っていくことが可能か検証も必要だと考えており、このことは、事務局長雇用経費についても同様に検討課題となっています。